

機能強化加算・地域包括診療加算

当院はかかりつけ医として必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- ・健康診断の結果に関する相談等、健康管理に関するご相談に応じます。
- ・必要に応じ、専門の医師・医療機関をご紹介します。
- ・介護・保険・福祉サービスの利用に関するご相談に応じます。
- ・夜間・休日等の緊急時の対応方法について情報提供を行っています。
- ・受診している他の医療機関や処方されているお薬を伺い、必要なお薬の管理を行います。
- ・当院に通院し地域包括診療加算 2 を算定する患者について、介護及び相談支援専門員からの相談に適切に対応します。
- ・当院では患者さんの状態に応じ、28 日以上の長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することが可能です。